

狭山市立学校給食センター入札心得

令和4年7月28日 教育長決裁

- 1 入札者は、契約内容をふまえ、狭山市立学校給食センター入札心得（以下「入札心得」という。）及び狭山市の学校給食用物資規格書（以下「規格書」という。）を熟知して入札すること。
- 2 入札書は、指定の様式を使用するものとし、製造会社名又は産地、物品名、単価及び入札者の住所・氏名を記入し、必ず使用印鑑届にて届け出た登録印（以下「登録印」という。）を押印すること。
- 3 入札書は、内容を十分確認して提出するものとし、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。
 - (1)入札者の記名、登録印による押印のない入札書によるもの
 - (2)入札金額その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、登録印による訂正印のない入札書によるもの
 - (3)印影が明らかでない入札書によるもの
 - (4)記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
 - (5)規格外のものについて入札したもの
 - (6)他の入札者の代理人を兼ねた者が入札したもの
 - (7)1件について2通以上を入札した者が入札したもの
 - (8)談合その他不正行為があったと認められるもの
 - (9)その他入札の条件に違反したもの
- 5 落札者は、最低価格をもって決定する。ただし、同一価格の入札が複数あったときは、直ちに、抽選により落札者を決定する。
- 6 落札者は、落札によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委任し、又は担保に供してはならない。
- 7 入札者は、入札後に、入札心得、規格書、狭山市立学校給食センター学校給食用物資選定及び納入に関する事務処理要領、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。